



### 3 基本的な改正規定の書き方等

#### (1) 新旧対照表方式の柱書き

新旧対照表の前に置く柱書きは、「次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。」とする。本則における改正、附則における改正のいずれの場合においても、文言は同一とする。

◆ 柱書きの前に置かれる改正文（「栃木県〇〇条例（平成〇年栃木県条例第〇号）の一部を次のように改正する。」の部分）は、従来と同様。

<p>栃木県条例第×××号                  ×××栃木県〇〇条例の一部を改正する条例                  ×栃木県〇〇条例（平成〇年栃木県条例第〇号）の一部を次のように改正する。                  ×次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	
改 正 後	改 正 前
. . . . .	. . . . .

注 「×」の印は、一字空けることを意味する。（以下の記載例において同じ。）

複数の条例等の改正を一つの改正条例で行うときに条建ての構成となる場合や、附則において他の条例等を改正する場合でも、新旧対照表の上の罫線及び下の罫線の位置は変更しない（縦の幅は統一する）。

#### (2) 新旧対照表の記載方法

##### ア 基本的なルール

##### ① 傍線の引き方

i 字句の改正を行う場合は、改正前後の欄の該当箇所に長さをそろえて傍線を付ける。

◆ある字句を他の字句に改める場合

字数が少ない方の字句の末尾に傍線の付いた余白を設け、改正前後の欄で傍線の長さをそろえる。

◆字句を加える場合

改正前の欄の該当箇所に傍線の付いた余白を設け、対応する改正後の欄の加える字句の部分に係る傍線の長さとそろえる。

◆字句を削る場合

改正後の欄の字句が削られた部分に傍線の付いた余白を設け、対応する改正前の欄の削る字句に係る傍線の長さとそろえる。

※ 傍線の付いた余白の部分は、当該余白を詰めた形で改正される（溶け込む）ことを示すものである。（余白部分を含めた形（図形等）として改正する場合を除く。）

ii 条（項・号）の全部を改正する場合は、改正前後の欄に傍線の付いた余白を設ける必要はない。

◆条の全部（項の全部又は号の全部）を改正する場合は、改正前後の欄に記載した字句に傍線を付けるのみとする（改正前後の欄で字句の字数が異なっても、長さをそろえるための傍線は付けない。）。

◆題名、章節名、見出しの改正や、ただし書（後段）の全部の改正を行うときも同様である。

全部の改正ではなく、条や項を新たに追加したり、逆に条や項の全部を削るときも同様（傍線の付いた余白は設けない。）。

iii 傍線を付けるのは、一つの独立した意味を持つ字句を単位とする。

◆例えば「二百円」を「三百円」に改める場合に、「二百」と「三百」のみではなく「円」まで傍線を付ける。

iv 表の中の字句の改正についても、条や項の改正と同様であるが、表の中の項（横又は縦の区切りのこと。）の追加又は削除を行う場合は、追加又は削除をしようとする項の中の字句に傍線を付けることで、罫線部分も含めて追加又は削除されることを表現する。

ただし、表を新たに追加する場合や、表を全部削る場合は、当該表の外側に傍線を付ける。

- ② 新旧対照表には、条、別表、様式単位で、改正前後の欄で位置をそろえる。附則の条建てになつていない規定を改正する場合は、附則全体を一つの単位として記載する。
- ③ 改正をしない条、別表、様式は新旧対照表に記載する必要はない。ただし、新たに条を追加する場合は、その追加する位置が明確になるよう直前の条は記載する。
- ④ 字句の改正ではなく、条項等の繰上げ、繰下げのみを行う改正の場合は、条名等（「第〇条」等）のみに傍線を付けて、一字余白を設け、続けて「略」と記載する（条文の内容は記載しない。別表、様式も同様。）。

なお、連続する条項等を「略」で記載する場合、それらが二つのときは条名等を「・」で結び、条名等に傍線を付けた上で一字余白を設け、続けて「略」と記載する。三つ以上になるときは、最初と最後の条名等のみを記載し、その間を「」で結び、条名等に傍線を付けた上で一字余白を設け、続けて「略」と記載する（「略」とする複数の条項はまとめて表記する。）。

## イ 題名関係

改 正 後	改 正 前
××× 栃木県▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ ××× ▲▲▲▲ 条例	××× 栃木県○○○○○○○○○○ 条例

注 題名は、全部を改正するのが原則である。

題名の行数が改正前後の欄で異なるときは、一行目の位置を合わせる。全部を改正するため、傍線の長さはそろえる必要はない。

## ウ 目次関係 (以下の記載例では、改正前及び改正後と記載した欄は省略する。)

目次 ×第一章×略 ××第一節×第三節×略 ××第四節×▲▲× ×第二章・第三章×略 ×第四章×○○○ ××第一節×略 ××第二節×▲▲(第▲条―×第〇条) ××第三節×▲▲▲(第▲条・第▲条) ×第五章×略  ×第六章×第八章×略 ×附則	目次 ×第一章×略 ××第一節×第三節×略 ××第四節×○○○ ×第二章・第三章×略 ×第四章×○○○ ××第一節×略 ××第二節×○○○(第〇条・第〇条)  ×第五章×略 ×第六章×○○ ××第一節×○○(第〇条・第〇条) ××第二節×○○○(第〇条―第〇〇条) ×第七章×第九章×略 ×附則
--	---

注 改正前後の欄で対応する章、節等の位置をそろえる。

改正をしない章節等は、章名等のみを記載し、一字余白を設けて「略」と記載する。

改正をしない章節等が連続する場合は、「・」や「」で章名等をまとめて記載し、一字余白を設けて「略」と記載する。(記載例の第二章と第三章を参照)

章節等の追加又は削除に伴い、それ以降の章節等を繰り上げ、又は繰り下げようとする場合は、改正前後の欄で、繰り上げ、又は繰り下げる章節等の位置をそろえ、章名等に傍線を付けて「・」や「」でまとめて記載する。(記載例の改正前の欄の第七章から第九章までを参照)



う「・」や「〜」でまとめて条名を記載し、一字余白を設けて「略」とする。（記載例の改正前の欄の第十二条から第十四条までを参照）

③ 項・号の追加・削除、繰上げ・繰下げ

<p>× (○○○) 第二条×略 2 ×○○○○○○○ ×一×略  ×二・三×略 3 ×略 4   ×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 5   ∽ 7 ×略</p>	<p>× (○○○) 第二条×略 2 ×○○○○○○○ ×一×略 ×二×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×三・四×略 3 ×略 4   ∽ 6 ×略</p>
--	---

注 記載方法は条の改正と同様。ただし、項を廃止する場合は「削除」で項名を残すことはできない。

④ 条項等の全部改正

<p>× (▲▲) 第三条×▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ 2   ×▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲  × (○○○) 第五条×略 2 ×略 3   ×▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ ×一×▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ ×二×▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ ××▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ ×三×▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲</p>	<p>× (○○○) 第三条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×○○ 2   ×○○○○  × (○○○) 第五条×略 2 ×略 3   ×○○○○○○○○○○ ×一×○○○ ×二×○○○○○○○ ×三×○○○○○</p>
--	--

注 改正前後の欄で対応する条名等の位置はそろえる。  
改正前後の欄の字句のみに傍線を付ける。（全部を改正するため、傍線の長さはそろえる必要はない。）

なお、条の全部改正の場合は、項や号の位置が改正前後の欄で異なる場合がある。（記載例の第三条第二項、第五条第三項第三号を参照）

⑤ ただし書又は後段の追加・削除等

<p>× (○○) 第五条×○○○○○○○○○○○○○○○○。ただし、▲▲ ×とする。 <hr/> × (○○) 第九条×○○○。ただし、次の各号に掲げる▲▲ ×▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ ×一×▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ ×二×▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲</p>	<p>× (○○) 第五条×○○○○○○○○○○○○○○○○。 <hr/> (○○) 第九条×○○○。ただし、次の各号に掲げる○○ ×一×○○○ ×二×○○○</p>
--	---

注 ただし書や後段（「この場合において、…」等）を新たに追加し、又はその全部を削る場合は、改正前後の欄で傍線の長さはそろえる必要はない。（記載例の第五条を参照）

ただし書や後段の全部を改正する場合も、改正前後の欄の字句に付ける傍線の長さはそろえる必要はない（改正前後の欄で対応する号の位置が異なる場合がある。）。（記載例の第九条第一号及び第二号を参照）

⑥ 条や附則の冒頭における項の追加

<p>× (○○)  <b>第三条</b> × ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲          2   × 略          3   × ○○○○ ▲▲▲▲○○</p> <hr/> <p>× (○○)  <b>第五条</b> × ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲          2   × 略</p> <hr/> <p>× × × 附 × 則          1   × 略          2   × ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲</p>	<p>× (○○)  <b>第三条</b>          ①   × 略          2   × ○○○○○○○○ × × ○○</p> <hr/> <p>× (○○)  <b>第五条</b>          ①   × 略</p> <hr/> <p>× × × 附 × 則          ①   × 略</p>
--	--

注 従前の第一項を第二項に繰り下げて、第一項を新たに追加する場合は、繰り下げることとなる改正前の第一項を改正後の欄の第二項に対応する位置に記載する。その際、改正前の欄の一字目には、傍線を付けて「①」と記載する。

この場合、改正後の欄の第一項の位置に対応する改正前の欄には、条名のみを記載する。（記載例の第三条を参照）

項建てになっていない条で、新たに第一項を追加して項建てにする場合にも、同様に傍線を付けた「①」を使用する。（記載例の第五条を参照）

項建てになっていない附則で、新たに項を追加する（項建てにする）場合も同様。（記載例の附則を参照）

※「①」の表記は、改正内容の理解を容易にするために「〜」等と同様に便宜的に使用しているもので、改正後の条例に表示するものではない。

⑦ 条や附則の冒頭における項の削除

<p>× (○○)  <b>第三条</b>          ①   × 略          2   × ○○○○ ▲▲▲▲ × ○○</p> <hr/> <p>× (○○)  <b>第五条</b>          ①   × ○○ ▲▲▲▲ ×</p> <hr/> <p>× × × 附 × 則          ①   × 略</p>	<p>× (○○)  <b>第三条</b> × ○○○○          2   × 略          3   × ○○○○○○○○○○○○○○○</p> <hr/> <p>× (○○)  <b>第五条</b> × ○○○○○○○○          2   × ○○○○○○○○</p> <hr/> <p>× × × 附 × 則          1   × 略          2   × ○○○○○○○○○</p>
---	--

注 第一項を削り、従前の第二項を第一項に繰り上げる場合は、削ろうとする第一項の字句に傍線を付けて、対応する改正後の欄には条名のみを記載する。

この場合、改正後の欄の第一項になる項の一字目には、傍線を付けて「①」と記載する。（記載例の第三条を参照）

項建ての条の第一項を削り、項建てでない条に改正する場合にも、同様に傍線を付けた「①」を使用する。（記載例の第五条を参照）

項建ての附則の項を削り、項建てでない附則とする場合も同様。（記載例の附則を参照）

⑧ 章節等の冒頭に条を追加

×××第二章×略  × (▲▲) 第八条×▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲  第九条～第十二条×略	×××第二章×略     第八条～第十一条×略
--	--

注 章や節の冒頭に新たに条を追加する場合は、どの章（どの節）に属するのかを明らかにするため、その属する章節名を記載する。

⑨ 章節等の最後に条を追加

第五条×略  × (▲▲) 第五条の二×▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲  ×××第三章×略	第五条×略     ×××第三章×略
---	-----------------------------------

注 章や節の最後に新たに条を追加する場合は、直前の条（見出し不要）を記載するほか、どの章（どの節）に属することになるのかを明らかにするため、その属する章（節）の次の章節名を記載する。

カ 表・別表関係

① 字句の改正

別表2（第1条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">級別</th> <th>学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>○○○○○○○ ○○▲▲▲○○○ ○○○○○○○</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	級別	学校名	1 級	○○○○○○○ ○○▲▲▲○○○ ○○○○○○○	略		別表2（第1条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">級別</th> <th>学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>○○○○○○○ ○○○○×○○○ ○○○○○○○</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	級別	学校名	1 級	○○○○○○○ ○○○○×○○○ ○○○○○○○	略	
級別	学校名												
1 級	○○○○○○○ ○○▲▲▲○○○ ○○○○○○○												
略													
級別	学校名												
1 級	○○○○○○○ ○○○○×○○○ ○○○○○○○												
略													

注 表（別表）単位で改正前後の欄で対応するよう位置をそろえる。  
 別表の表示と関係する条名（「別表○○（第○条関係）」の部分）、表（別表）の中のタイトル部分（記載例では「級別」や「学校名」と記載している部分）は、改正がなくても「略」とはせずに記載する。

傍線の引き方は条項等の字句の改正に準ずる。

改正のない項は一文字目に「略」と記載して、ほかは空白とする。

新旧対照表方式で記載することが困難な複雑な表などは、従来の改め文方式により改正を行うことも可能とする。

② 表（別表）の追加・削除

× (○○) 第三条×○○○○○○○○○○○○○○▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	× (○○) 第三条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○××
--	--

名 称	位 置
○○○○○○	○○○○

2×略

別表6、別表8 略

別表6（第○条関係）

○ ○	○ ○
○○○○○○	○○○○

別表7、別表9 略

- 注 新たに表を追加又は削除をするときは、表の外側に傍線を付ける。（記載例を参照）
- 新たに追加した表や別表は、新旧対照表に記載したものが、改正後の形となる（配字、空白等）。
- 複数ある別表の途中で新たに別表を追加する場合は、直前の別表の表示（「別表○」）の後に一字余白を設け「略」と記載する。
- 別表の追加又は削除に伴い、次表以降の繰上げ又は繰下げを行う場合は、改正前後の欄で対応するよう「・」や「ゝ」を使用し傍線を付けた別表の表示（「別表○○」等）をし、一字余白を設け「略」と記載する。（記載例の改正前の欄の別表七から別表九までを参照）
- 新旧対照表で記載することが困難な様式等は、従来の改め文方式により改正を行う場合もある。

### ③ 表（別表）の全部改正

<p>×（○○）</p> <p>第三条×○○○○○○○○○○○○</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>○ ○</td> <td>○○○</td> <td>○ ○</td> </tr> <tr> <td>○○○○○○</td> <td>○○</td> <td>○○○</td> </tr> <tr> <td>○○○○</td> <td>○○○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	○ ○	○○○	○ ○	○○○○○○	○○	○○○	○○○○	○○○		<p>×（○○）</p> <p>第三条×○○○○○○○○○○○○</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>○ ○</td> <td>○ ○</td> </tr> <tr> <td>○○○○○○○○○○○○</td> <td>○○○○</td> </tr> </tbody> </table>	○ ○	○ ○	○○○○○○○○○○○○	○○○○
○ ○	○○○	○ ○												
○○○○○○	○○	○○○												
○○○○	○○○													
○ ○	○ ○													
○○○○○○○○○○○○	○○○○													

- 注 表の全部を改正するため、改正前後の欄とも表（別表）の外側に傍線を付ける。
- 改正後の表や別表は、新旧対照表に記載したものが、改正後の形となる（配字、空白等）。
- 新旧対照表で記載することが困難な様式等は、従来の改め文方式により改正を行う場合もある。

### ④ 表（別表）中の項の追加・削除

<p>別表3（第○条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級 別</th> <th>学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	級 別	学 校 名	略		<p>別表3（第○条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級 別</th> <th>学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	級 別	学 校 名	略	
級 別	学 校 名								
略									
級 別	学 校 名								
略									



2 級	○○○○○○ ○○○○○
准2級	▲▲▲▲▲
略	

2 級	○○○○○○ ○○○○○
略	

別表3 (第○条関係)

級 別	学 校 名
略	
2 級	○○○○○○ ○○○○○
略	

別表3 (第○条関係)

級 別	学 校 名
略	
2 級	○○○○○○ ○○○○○
准2級	○○○○○
略	

注 表単位で改正前後の欄で対応するよう位置をそろえる。

表の中で新たに項を追加し、又は削除する場合は、原則として直前の項は「略」とはしない。  
傍線の引き方は条項等の字句の改正に準ずる。

新旧対照表で記載することが困難な様式等は、従来の改め文方式により改正を行う場合もある。

十 様式関係

別記様式第○号 (第○条関係)		
栃木県知事 様		
		住所
		氏名 印
○○○○申請書		
略		
○○○	▲▲▲▲▲	○○○
備考 略		

別記様式第○号 (第○条関係)		
栃木県知事 様		
		住所
		氏名 印
○○○○申請書		
略		
○○○	○○○○××	○○○
備考 略		

注 様式単位で改正前後の欄で対応するよう位置をそろえる。

様式の表示及び関係する条名（「別記様式第○号 (第○条関係)」等）は改正がなくても「略」とはせずに記載する。

傍線の引き方は条項等の字句の改正に準ずる。

新旧対照表で記載することが困難な様式等は、従来の改め文方式により改正を行う場合もある。

(3) 附則の記載事項、記載方法等

基本的に従来どおり。附則で他の条例等の一部改正を行う場合は、原則として新旧対照表方式によることとする。

×××附×則

1×この条例は、平成○年○月○日から施行する。ただし、第○条の改正規定（「○○」を「▲▲」×に改める部分を除く。）及び次項の規定は、同年○月○日から施行する。

2×栃木県○○条例（平成○年栃木県条例第○号）の一部を次のように改正する。

××次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第○条 ○○○○第▲条第▲項×○○○○。	第○条 ○○○○第○条第○○項○○○○。

注 改正規定の一部について、施行日を異ならせる必要がある場合は、新旧対照表中に掲げる当該規定に係る改正部分を「第○条の改正規定」「第○条の次に一条を加える改正規定」など、従来の改め文方式における表現と同様の記載とする。

(4) 新旧対照方式と改め文方式を併用する場合の例

×××栃木県○○条例の一部を改正する条例

×栃木県○○条例（平成○年栃木県条例第○号）の一部を改正する条例を次のように改正する。

×次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第○条 ○○○○▲▲×○○○○。	第○条 ○○○○○○○○○○○。

×別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第1（第○条関係）

○ ○ ○ 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	...	...	...	...	...	...	...	...
	2	...	...	...	...	...	...	...	...
	3	...	...	...	...	...	...	...	...
	4	...	...	...	...	...	...	...	...

略

別表第6（第○条関係）

○ ○ ○ 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
	2	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
	3	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
	4	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

×××附×則

×この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

※ 改め文方式の次に新旧対照表方式で記載する場合もある。

#### 4 書式設定

(1) スタイル 全庁共有ドライブの様式例を参照

(2) フォント 条例は5.10ポイント、規則等は10ポイント。ただし、表や様式等については適宜ポイントを修正  
できることとする。

(3) その他 新旧対照表内の字句についても禁則処理を行う。